

監査公表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和5年10月26日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項	措置の内容
消防本部 警防課	<p>補助金 交付事 務につ いて</p> <p>消防施設補助金について、交付要綱では、補助対象経費に補助率を掛けて補助金の額を算定する場合に、100円未満の端数を切り捨てた額を補助することとしている。</p> <p>しかしながら、1,000円未満の端数を切り捨てた額を補助決定しているものがある。これは、申請者が補助金交付申請書に記載した交付申請額どおりの額となっており、当該申請書を受理した際の確認不足によるものである。今後は、申請者が記載する計画書等の表記を工夫するなどして、正しく申請が出来るよう再発防止に努める必要がある。</p>	<p>今後は、申請者が交付申請書を提出した場合、受理した職員ともう1名でダブルチェック体制を取り、事務処理適正化の周知徹底を図ります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">上下水道課 (下水道事業)</p>	<p>契約事務について</p>	<p>下水道受益者負担金を徴収する権利について、都市計画法第75条第1項第7号により、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅することとなる。</p> <p>平成19年度からの滞納分については、概ね解消傾向にあるが、件数及び滞納額が大きい平成31年度分は全く収納されていない。当該年度の滞納額の多くは事業者によるものであり、滞納整理簿では、督促状発行の記録はあるが、令和2年度以降は事業者との納付折衝経過が記録されていない。</p> <p>債権管理について、納付折衝の取組み及び経過の記録等を適切に行う必要がある。</p> <p>また、令和6年からの消滅時効が近づいているため、都市計画法第75条第1項第5号に規定する国税滞納処分の例による徴収も含めて、徴収強化を図る必要がある。</p>	<p>今後は、滞納者との納付折衝経過を記録いたします。また、必要に応じ、預金調査や差押え等を実施し、徴収強化を図り、不納欠損の防止に努めます。</p>
--	-----------------	---	---

社会教育課	補助金 交付要 綱につ いて	<p>コミュニティ施設の整備に対する補助金については、筑後市コミュニティ施設整備事業助成規則及び筑後市コミュニティ助成事業補助金交付要綱の2種類が制定されている。</p> <p>しかしながら、補助事業者、補助対象事業は同じであり、一つのコミュニティ施設整備に対して二つの補助金を重複して交付することが可能となっている。補助金は、公益上必要がある場合に補助することができるが、その目的を達成するために他の手法と比較し最も効率的な手法であることが前提である。</p> <p>コミュニティ施設整備の目的を達成するための2種類の補助金制度のあり方については、最も効率的な補助金の手法とは言えないため、補助金交付規程を見直す必要がある。</p>	<p>同じ補助対象については、2種類の補助金から交付されないように補助金交付規程を見直します。</p>
	<p>指定文化財の保存、修理等に対しては、筑後市文化財保護事業補助金交付要綱により補助金が交付されている。補助金額は、国庫補助金、県費補助金がある場合は、補助対象経費に各補助金額を充て、残る金額の2分の1以内を市の財源により補助金を交付している。</p> <p>しかしながら、同補助金交付要綱第5条補助金交付額は、このように解釈できない条文となっているため、見直す必要がある。</p>	<p>補助金要綱の内容を実態に照らして検証し、要綱を見直します。</p>	

<p>契約管財課</p>	<p>行政財産使用料等について</p>	<p>庁舎等敷地占用料については、行政財産使用許可書に基づき4月1日に調定され、納入通知書による請求が行われ収入されている。</p> <p>しかしながら、請求の時期が6か月程度遅れており、また、その一部については、会計年度を過ぎて請求され、決算では収入未済額が発生している。</p> <p>土地建物貸付収入においても、同様に不適切な事務処理となっており、事務の適正化を図る必要がある。</p>	<p>納付書については、使用許可書等と同時に送付するようにいたします。</p>
--------------	---------------------	--	---